

通商産業省告示第八百九十四号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第三の二の規定に基づき、平成八年通商産業省告示第四百一号（輸出貿易管理令別表第三の二の規定に基づき、通商産業大臣が告示で定める貨物を定める件）の一部を次のように改正し、平成十二年十二月二十七日から施行する。

平成十二年十二月二十七日

通商産業大臣 平沼 赳夫

第七号中「第三号口若しくは八」を「第三号口、八、二若しくはホ」に改める。